

VI 防災・防犯・消防部門

【担当部】

・総務部
・都市建設部・消防本部

1 災害に強いまちづくり

主要施策	目標設定	事業数
① 住民への情報周知手段の確保・充実	○	2
② 共助による地域防災力の向上	○	1
③ 災害応急活動体制の整備	○	3
④ 防災事業の推進		2

2 地域防犯力の強化・交通安全対策の推進

主要施策	目標設定	事業数
① 地域における防犯意識の高揚と犯罪のない地域社会の形成	○	1
② 安全で快適な交通環境づくり		2

3 消防・救急体制の充実

主要施策	目標設定	事業数
① 消防本部・消防署の体制の強化		3
② 適切な救命処置と救急業務高度化への対応	○	4
③ 地域における救急救命体制の整備	○	2
④ 消防団の充実強化と消防本部、支所との連携強化		2

1 災害に強いまちづくり

(1) 現状と課題

- 本市は、過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われ、その教訓を活かした災害に強いまちづくりが求められており、より一層防災・減災対策を推進していく必要があります。
- 集中的な豪雨や竜巻、新型インフルエンザ等の新たな感染症、武力攻撃やテロ等、様々な危機への的確な対応が求められており、各種の危機情報や警報、避難の指示・誘導等の情報を市民に確実に伝える必要があります。
- 自助・共助・公助の考え方にに基づき、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の設立や活動支援を行い、地域における防災力の向上を図る必要があります。
- 国や県などの行政機関、電気通信や電力供給などの公共機関との連携体制の更なる強化、また、地域の事業者等と災害支援に関する協定の締結等により、災害応急活動体制の整備・充実を図る必要があります。

(2) 基本方針

- 「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、「災害に強い、安全で安心な活力あるまちづくり」を推進します。
- 浜田川総合開発と矢原川ダムの建設を推進するとともに、地すべりや土石流対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全対策等の防災事業を推進します。
- 生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域に関する様々な情報提供を進めます。

(3) 主要施策

① 住民への情報周知手段の確保・充実

災害発生時に最も重要なのは、早期避難等の住民の自主的な行動（自助）です。避難の判断をするためには、早くて正確な情報提供が必要です。

このため、防災行政無線屋外拡声子局の増設や、防災防犯メール登録者数の増加に努めるとともに、気象情報や避難準備情報等、より多くの住民の方への正確な情報伝達に努めます。

また、ハザードマップについては、必要に応じて最新の情報に更新し、見やすくわかりやすいものに改定します。

〈主な事業〉

- 浜田市防災行政無線屋外拡声子局増設事業
- 防災無線等施設維持管理費

目標	現状値	目標値	目標の説明
屋外子局数（浜田自治区）	平成26年度 33局	平成33年度 53局	屋外拡声子局の数
防災防犯メール登録者数	平成26年度 5,826人	平成33年度 10,000人	浜田市防災防犯メールに登録している者の数

② 共助による地域防災力の向上

災害発生時には、公的機関のみでは十分な対応ができないため、日頃から地域や近隣の人々が集まって、互いに協力しながら防災活動に取り組む「共助」が必要となります。

このため、自主防災組織の設立を進め、未設立の地域に対しては、防災出前講座による啓発活動の実施や、防災資機材の購入費等を補助等により設立を支援します。

また、避難行動要支援者に対しては、地域住民が避難行動要支援者名簿を活用し、個別支援計画の作成ができるよう支援を行います。

〈主な事業〉

○地域安全まちづくり事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
自主防災組織の組織率	平成26年度 46.5%	平成33年度 70.0%	世帯数に対する組織された地域の世帯数の割合

③ 災害応急活動体制の整備

災害発生又はそのおそれがある場合には、災害対策本部等において迅速・的確な応急対策を行う必要があるため、IP無線機等の導入や、県防災情報ネットワーク再整備等を進めるとともに、食料、飲料水、生活必需品、防災資機材等の備蓄を進めます。

また、住民参加型の総合防災訓練を関係機関と連携して実施し、災害対応に対する住民理解の向上に努めます。

〈主な事業〉

○備蓄物資配置事業

○災害時連絡体制確保事業

○県防災情報ネットワーク再整備事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
総合防災訓練参加者数	平成26年度 600人	平成33年度 10,000人	市総合防災訓練に参加する関係者、市民の人数の累計

④ 防災事業の推進

二級河川浜田川流域の治水、利水対策として浜田川総合開発事業（第二浜田ダム建設及び浜田ダム再開発）を進めます。また、既設の御部ダムと建設中の矢原川ダムの洪水調整により、過去に甚大な浸水被害を受けた三隅市街地を守ります。

〈主な事業〉

- 浜田川総合開発事業（県事業）
- 矢原ダム事業（県事業）



2 地域防犯力の強化・交通安全対策の推進

(1) 現状と課題

- 地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になってきており、暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっています。
- 浜田警察署管内での犯罪は減少傾向にありますが、高齢者を狙った還付金詐欺や悪質な訪問販売、不審者による女性や子どもへの声かけ事案等は続いており、犯罪を未然に防止するために警察と関係機関、市民、地域が連携した防犯体制を強化する必要があります。
- 近年、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い傾向が続いており、高齢者の交通事故防止活動を強力に推進し、きめ細かな高齢者支援対策を図る必要があります。
- 子どもの交通事故対策については、学校、保護者等と協力しながら交通ルールと正しい交通マナーを身に付けさせるための実践的な交通安全指導が必要です。また、見守り隊等のボランティア団体との連携、通学（園）路の危険箇所の把握・改善等により、登下校（登降園）時の交通事故等の防止を図る必要があります。

(2) 基本方針

「浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の基本理念に基づき、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めるとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という市民の防犯意識を高め、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防犯活動を推進します。

また、交通安全施設の整備・拡充に努めるとともに、警察等の関係機関と連携し、市民に対する交通安全教育、啓発活動を推進します。

(3) 主要施策

① 地域における防犯意識の高揚と犯罪のない地域社会の形成

市民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を活性化し、連携が深まる活動を促進します。

また、子どもや高齢者等の防犯上配慮を要する人について、被害防止などの取組を進めるとともに、地域住民が連携して地域全体で子どもや高齢者等を見守る活動を促進します。

〈主な事業〉

○地域安全まちづくり事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
防犯出前講座の開催	平成26年度 2回	平成33年度 10回	講座の開催回数

② 安全で快適な交通環境づくり

警察、交通安全協会、学校、交通指導員等と連携し、高齢者や子どもの年齢層に応じた交通安全教育を推進します。

また、広報やチラシの配布、市ホームページ、ケーブルテレビ等を活用した広報啓発活動により交通安全意識の高揚を図ります。

〈主な事業〉

- 交通指導員配置事業
- 交通安全対策協議会助成事業



3 消防・救急体制の充実

(1) 現状と課題

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯が増え、また、地域のつながりが希薄になっていることから、救急や火災、その他の災害に対して地域での対応力が低下しています。
- 救急需要が増加しており、今後も高い水準で要請が続くことが予想されます。広い地域のどこであっても、迅速な病院前救護と円滑な救急搬送が行える体制を作る必要があります。
- 全国的に高齢者や子どもが犠牲になる火災が頻発しています。市民の防火意識の高揚を図り、住宅用火災警報器の普及を促すとともに、高齢者施設等への防火指導を強化し、火災を発生させない環境を作ることが重要となっています。
- 災害は、複雑化、多様化、また大規模化しています。これらの災害に備えるため、消防本部の出動体制の強化を図る必要があります。さらに、本市が大きな被害を受けたときに備え、県内の消防相互応援協定や緊急消防援助隊等の早い要請と迅速な受入体制を構築するとともに、要請があれば、島根県隊として被災地に出動できる体制を維持していくことが課題となっています。
- 消防団員が減少し、高齢化が進む中、新たな団員を確保し、装備品や資器材を充実するなど、消防団の災害対応力の強化が必要となっています。

(2) 基本方針

市民との協働により、地域で安心して暮らせる救急救命体制を整備するとともに、火災や交通事故、その他の災害に迅速・的確に対応できるよう出動体制を整えるなど、消防本部の災害対応力の強化を目指します。

消防団を充実強化し、消防団と消防本部、支所、そして自主防災組織をはじめとする地域との連携を深めることにより、地域における防災力の強化を図ります。

(3) 主要施策

① 消防本部・消防署の体制の強化

消防職員の定数を見直して実働可能な人員を増やします。

また、建築後37年経過している消防本部庁舎については、50年経過を目途に、市街地に近く、浜田自動車道及び山陰道にアクセスのよい場所への移転新築を計画します。そして、出動体制の強化を図るため、道路網の整備等の条件が整った時点で3つの消防署の体制・配置を再構築します。

〈主な事業〉

- 消防職員の定数の見直し
- 消防本部庁舎の移転新築計画の策定
- 消防署体制・配置の再構築

② 適切な救命処置と救急業務高度化への対応

高規格救急自動車や救命資機材の充実を図り、ドクターヘリを有効に活用することで、より早く現場において救命処置が行える体制を作ります。

救急救命士を計画的に養成するとともに、病院実習を含めた生涯教育体制を構築し、質の高い救急業務を行います。

救急救命処置の拡大等、救急業務の高度化に対し、医療の立場から病院前救護の質を保証するための地域における体制の更なる充実強化を図ります。

〈主な事業〉

- ヘリ臨時離着陸場の整備
- 救急救命士養成事業
- 気管挿管等病院実習事業
- 浜田・江津地区救急業務連絡協議会事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
救急救命士養成	平成26年度	平成33年度	消防職員における救急救命士の資格取得者数
	32名	38名	

③ 地域における救急救命体制の整備

市民への応急手当の普及を図るとともに、AEDの設置を促進します。

また、救命体制が整備された事業所等を認定した「まちかど救急ステーション」を増やし、市民と協働し、地域における救急救命体制を整備します。

〈主な事業〉

- 応急手当の普及啓発事業
- まちかど救急ステーション認定事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
応急手当の講習実施	平成26年度	平成33年度	生産年齢人口の約2割 (5人に1人)
	4,542人	5,000人	
まちかど救急ステーション認定	平成26年度	平成33年度	毎年度20事業所を認定
	42事業所	180事業所	

④ 消防団の充実強化と消防本部、支所との連携強化

消防団充実強化法（平成25年）により、地域防災の中核と位置づけられる消防団の機能向上を図るため、装備、資器材の充実や消防団協力事業所の認定推進など、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、若者や女性の消防団員の加入を促進します。

また、各支所への消防職員の配置等、消防本部と支所との連携を強化し、地域の特性に配慮した防災事務を行う体制作りを検討し、地域における防災力の強化に努めます。

〈主な事業〉

- 消防団員教育
- 消防団協力事業所事業

